

## 申請に必要な添付書類

種類	添付書類
<p style="text-align: center;">預貯金 (普通・定期)</p>	<p><b>ご本人名義の全ての通帳の①②③のコピー</b></p> <p>① <b>通帳の見開き部分</b> (表紙をめくった銀行名・支店・名義が分かる部分)</p> <p>② <b>申請日からさかのぼって過去2か月分の取引が記入された部分のページ</b> (年金振込期間を踏まえて2か月分が必要です。)</p> <p>③ <b>定期預金のページ</b> (残高の有無にかかわらず必要です。預入れがない場合は白紙になりますが、審査上必要です。)</p> <p style="margin-top: 10px;"><b>注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●総合通帳の場合は普通預金と定期預金の両方のページのコピーが必要です。</li> <li>○通帳とは別で定期預金の証書をお持ちの場合は、そのコピーも必要です。</li> <li>●定額預金、貯蓄預金、積立定期の通帳や証書をお持ちの場合は、そのコピーも必要です。</li> <li>○配偶者がいる場合は配偶者名義の分も同様に必要です。</li> <li>●インターネットバンクであれば、①～③に該当する書類として取引明細書などを印刷して添付してください。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">有価証券 (株式・国債等)</p>	<p>銀行、信託銀行、証券会社が交付する口座残高等の時価総額がわかる書類のコピー (ウェブサイトのコピーでも可)</p>
<p style="text-align: center;">投資信託</p>	<p>銀行、信託銀行、証券会社が交付する口座残高等の時価総額がわかる書類のコピー (ウェブサイトのコピーでも可)</p>
<p style="text-align: center;">金・銀等の貴金属</p>	<p>購入先の銀行等で発行される時価評価額の確認ができる書類 (ウェブサイトのコピーでも可)</p>
<p style="text-align: center;">現金・たんす貯金</p>	<p>添付書類不要・自己申告</p>
<p style="text-align: center;">負債 (借入金・住宅ローン)</p>	<p>上記の資産から負債額を減額できます。借用証書等を添付してください。</p>